|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 国連 | CPD/C/DEU/CO/2-3 | |
| United Nations logo | **障害者の権利に関する条約** | | 配布：一般  2023年10月3日  オリジナル：英語 |

**障害者権利委員会**

ドイツの第2・3回合併定期報告に対する総括所見 [[1]](#footnote-1)\*

I. はじめに

1. 委員会は、2023年8月29日と30日に開催された第674回会合および第675回会合[[2]](#footnote-2)において、ドイツの第2回および第3回定期報告[[3]](#footnote-3)を合わせて検討した。委員会は、2023年9月5日、6日に開催された第684回および第685回会合において、本総括所見を採択した。

2. 委員会は、委員会の報告ガイドラインに従って委員会が作成した報告前の質問事項[[4]](#footnote-4)への回答として作成された、ドイツの第2、3次合併定期報告を歓迎する。

3. 委員会は、締約国のハイレベル代表団との間で行われた建設的な対話に謝意を表明する。代表団は、広範な問題をカバーし、委員会が提起した質問についてさらに詳細な説明を行った関係省庁の代表を含んでいた。委員会はまた、条約第33条（2）に従い、国内人権機関および独立監視機構としてのドイツ人権機関の積極的な参加に感謝の意を表明する。

II. 肯定的な側面

4. 委員会は、締約国の第一回報告に対する総括所見[[5]](#footnote-5)に含まれる委員会の勧告を受けて、締約国が条約を実施するためにとった措置を歓迎する。特に、以下を含む障害のある人の権利を促進するためにとられた立法措置および政策措置を歓迎する：

(a) 2022年の連邦アクセシビリティ・イニシアティブの開始；

(b) 2021年のバリアフリー強化法の制定；

(c) 2021年の子ども・成年後見法一部改正法の制定；

(d) 2021年の子ども・青少年サービス強化法の制定；

(e） 2021年の連立政府協定の調印；

(f) 2021年の性発達に多様性のある子どもの保護に関する法律の制定；

(g) 2020年の家族構成員救済法の制定；

(h) 2019年に連邦選挙法およびその他の法律を改正する法律を制定し、障害のある人の選挙権に関する制限を撤廃した；

(i)　2016年の障害のある人の参加と自己決定を強化する法律（連邦参加法）の制定。

III. 主な懸念事項と勧告

A. 一般原則と義務（第1～4条）

5. 委員会は、連邦レベルおよび州（レンダー）レベルの法律の多くの分野で、障害の医学モデルが使用されていることを懸念している。

6. **前回の勧告**[[6]](#footnote-6)**を想起し、委員会は、締約国に対し、連邦および州レベルの法律および政策における障害の定義を、特に非差別および障害の人権モデルに関して、条約の一般原則および規定と調和させるよう勧告する。**

7. 委員会は懸念している

(a) 政府の役割の全分野において、障害がすべての政府機関の責任であるとの認識が欠けており、政府、社会、法律のすべての分野において、障害インクルーシブな措置が主流化されていないこと；

(b) 条約の義務に適合する法律にするための、既存の法律、政策、規則を体系的に見直すことができなかったこと；

(c) 条約の権利を行使するために法的措置をとる一般的な権利が団体にないこと、そのための法的根拠が存在する分野でもその権利が利用されることはまれであること、そして、（そのような法的根拠のほとんどにおいて）利用できる救済の種類が宣言的判決に限られていること；

(d)　障害のある人に影響を与えるすべての問題において、障害のある人の組織（障害のある子どもの組織を含む）の体系的かつ制度化された関与が欠如していること、および障害のある人の組織との緊密な協議と障害のある人の組織の積極的な関与のプロセスが欠如していること；

(e) 条約を実施するための法律、政策、プログラムおよび規則の策定と実施に積極的に参加するための障害者団体の資源が不十分であること、および資金を得るための行政上のハードルが高すぎること；

(f)　この条約を実施するための努力は州間で非常に不均一であり、多くの州の行動計画では人権の視点が不十分である。

8. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **政府および社会のあらゆる分野で障害が分野横断的な問題として認識され、障害関連措置が法律のあらゆる分野に効果的に主流化されるよう、政府の役割の全分野にわたる取組みを強化するための戦略を策定する；**

(b) **既存の法律、政策および行政慣行が、条約に基づく締約国の義務に適合しているかを体系的に見直し、前回の勧告**[[7]](#footnote-7)**で委員会が勧告したとおり、条約に基づく権利を促進、保護および履行するための措置ならびに条約の実施を監視するための目標および指標を含む、障害の概念を明確にした人権に基づく行動計画を策定する；**

(c) **連邦および州レベルで、条約に基づく権利を行使するために法的措置をとる団体の権利の法的根拠を見直し、法的措置をとる団体に一般的に適用できる権利を規定し、単なる宣言的判決にとどまらない効果的な救済を提供し、法外な訴訟費用のリスクや過度の許容性要件などの不当な負担を取り除く；**

(d)　**委員会の一般的意見第7号(2018年)(パラ54)および前回の勧告**[[8]](#footnote-8)**に沿い、障害のある人に影響を与えるすべての事項において、障害のある子どもの団体を含む障害のある人の団体との緊密な協議および障害のある人の団体の積極的な関与のための制度化された手続を開発し、実施し、これらの手続を規定する基準を設定し、特に、障害のある人の団体が回答するための十分な時間を保証し、すべての関連文書をアクセシブルな様式で提供する；**

(e)　**委員会の一般的意見第7号(2018年)(パラ60および61)を念頭に置き、障害のある子どもおよび知的障害のある人、精神（psychosocial）障害のある人を含む障害のある人の団体が、条約を実施するために設計されたすべての措置に積極的に参加し、法的措置をとる権利を効果的に行使し、十分な資金を配分されること。また、締約国は、資金がプロジェクトベースのみでなく、過度な行政的ハードルなしに得られやすくすべきである；**

(f) **条約第4条(5)に基づく義務を念頭に置き、条約を実施する努力に関する州間の調整を改善し、障害のある人の権利を実施するための各州の行動計画が条約に基づく義務に従っていることを確保すること。**

9. 締約国が条約の選択議定書を批准したことを考慮するものの、委員会は、締約国の裁判所が条約の規定の司法適合性を判断する際に採用する極めて逐語的な方式を懸念する。

10. **委員会は、締約国、特にその裁判所に対し、選択議定書の下での委員会の法理と緊密に連携して、条約第4条（2）に基づく漸進的実現の対象となる権利を含め、条約の規定の司法適合性を決定するよう勧告する。**

B. 具体的な権利（第5～30条）

平等と非差別（第5条）

11. 委員会は次のことを懸念している：

(a) 差別に対する法的保護と、この条約に基づく特定の権利は、少数の例外を除いて、商品やサービスの民間提供者を包含していない；

(b) 締約国の法律は、合理的配慮の拒否を法制度全体を通じては差別の一形態として定義しておらず、一部の特定の分野に限定している。合理的配慮を実施する義務についての理解は改善を要する；

(c) 州法を含む締約国の法律は、一般的にも明示的にも、複合的・交差的な形態の差別に対処していない；

(d) 「均等待遇に関する一般法」における証明責任の軽減は、不利益の存在を証明する当事者の義務を明確には包含していない。

12. **一般的意見第6号（2018年）を想起し、委員会は締約国に勧告する**：

(a)　**2021年の連立政府協定における公約を履行し、差別に対する法的保護と、この条約に基づく特定の権利を、公衆に商品やサービスを提供するすべての民間団体に拡大し、それぞれの義務を守らせるための効果的な救済手段を確立する；**

(b) **連邦レベルおよび州レベルの法律を改正し、法律のあらゆる分野において、合理的配慮の否定を差別の一形態として明確に認め、条約第2条に規定された意味と一致する合理的配慮の法的定義を盛り込む；**

(c) **年齢、性別、人種、先住民、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの属性、民族、移民の地位、国籍など、障害とその他の地位との交差に基づく差別を含め、複合的かつ交差的な形態の差別からの明確な保護を提供するために必要な法的措置およびその他の措置を採用する；**

(d) **証明責任の免除に関する法律、特に均等待遇に関する一般法第22条を改正し、その免除に、当事者の不利益の存在証明義務を明示的に含める。**

障害のある女性（第6条）

13. 委員会は次のことを懸念している：

(a) 障害のある移民の女性および少女を含む、障害のある女性および少女に関わる問題が、ジェンダーと障害の両方の法律および政策に主流化されることを確保するための、包括的な交差的アプローチの欠如；

(b) 障害のある女性および少女を代表する団体に、その人権を向上させ促進するための十分な長期的資金が提供されていない。

14. **委員会は、一般的意見第3号（2016年）を想起し、締約国に対し、連邦レベルおよび州レベルにおいて、以下のことを勧告する：**

(a) **障害のある移民の女性および少女を含む、障害のある女性および少女に関わる問題が、ジェンダーおよび障害に関する法律および政策の中で包括的に扱われることを確保するための措置および政策メカニズムを強化する；**

(b) **障害のある女性および少女の人権を促進するために、十分な長期的財政支援を含め、彼女らの団体への支援措置を策定する。**

障害のある子ども（第7条）

15. 委員会は次のことを懸念している：

(a) 障害のある子どもの必要条件に関して、子ども・青少年サービス強化法の適用についての事業体およびその従業員の研修が不足している；

(b) 障害のある子どもの支援サービスや入院治療にかかる親の負担が大きいこと；

(c) 障害のある難民の子どもや、難民に似た状況の障害のある子どもに関する分類されたデータの欠如、障害のある子どもの必要条件に合わないことが多い難民受け入れ施設の多様な状況、および、教育、保健ケア、文化的・余暇的活動への機会が異なっていると思われること。

16. **委員会は、障害のある子どもの権利に関する子どもの権利委員会との共同声明を想起し、締約国に勧告する：**

(a) **子ども・青少年サービス強化のための新法が適用される事業体とその職員に対し、知的障害のある子ども、精神障害のある子どもを含む障害のある子どもの必要条件に関する研修プログラムを確立する；**

(b) **障害のある子どもの支援サービスまたは入院治療にかかる障害関連の費用をまかなう；**

(c) **障害のある難民の子どもおよび難民に似た状況の障害のある子どもに関する包括的で分類されたデータの収集を強化し、障害のある子どもを収容するすべての受け入れ施設がその必要条件を満たすようにし、すべての障害のある難民の子どもおよび難民に似た状況の障害のある子どもに、教育、保健ケア、文化的・余暇活動へのアクセスを保障する。**

意識の向上（第8条）

17. 委員会は懸念している

(a) 障害のある人の権利と尊厳の尊重を促進し、持続的かつ体系的な意識改革を進めるための啓発活動やキャンペーンに関する包括的な国家戦略が欠如していること；

(b) 条約の公式ドイツ語訳が不正確で、実質的な誤解を招きやすい。

18. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a)　**生活のあらゆる側面における固定観念、偏見および有害な慣行と闘い、持続的かつ体系的な意識改革を進めるために、社会全体、特に障害のある人とその家族、専門職グループ、メディアおよびあらゆるレベルの政府関係者の間で、障害のある人の権利と尊厳に関する認識を高めるための包括的な国家戦略を採択し、資金を提供する；**

(b)　**あらゆる側面において条約の意味を正確に反映するために、障害のある人の団体との緊密な協議とその積極的な関与の下に、条約の公式ドイツ語訳を改訂する。**

アクセシビリティ（第9条）

19. 委員会は次のことを懸念している：

(a)　欧州アクセシビリティ法の実施の範囲が狭く、強制的な義務に限定され、医療サービス、教育上の商品・サービス、家庭用品、建築環境などの重要な分野が省かれていること、またそれに伴い、同法第2条に挙げられているサービスを含め、公共団体や民間団体が提供するサービスのアクセシビリティの欠如が広がっていること；

(b) 手頃な価格の利用しやすい住宅が、締約国では十分な量確保されていないこと、また各州の建築基準がしばしば不十分であること；

(c) 公共交通機関へのアクセスの悪さ；

(d） アクセシビリティ基準の策定に障害のある人の団体が参加するための制度化されたメカニズムがないこと。

20. **委員会は、一般的意見第2号（2014年）を想起し、2021年の連立政府合意の公約に言及し、締約国に勧告する：**

(a) **連邦および州レベルにおいて、公共および民間団体によるすべてのサービスをアクセシブルにするために法律を改正し、アクセシビリティに関する既存の規定の実施を強化する；**

(b) **公共用および民間用のバリアフリー住宅について、新築および既存の建物に対する法的義務を拡大・強化し、狭義の例外的状況においてのみバリアフリーでない住宅の新築を認め、公的機関が所有または使用する建物について、達成すべき法的拘束力のある期限付き目標を設定し、DIN18040-3などの既存のバリアフリー基準を法律に組み込む。**

(c) **特に以下の措置を通じて、障害のある人による公共交通機関の自律的利用を保証する法的義務を制定し、実施する：**

(i) **障害のある人および移動弱者のための欧州連合の鉄道システムのアクセシビリティに関する相互運用性の技術仕様に関する、予定される欧州委員会規則（EU）第1300/2014号の改正を、明確な計画と期間を持って迅速に実施する。もし、改正される規則が駅および鉄道サービスへの自律的なアクセスを保証しない場合には、そのための国内要件を規定し、実施する；**

(ⅱ) **欧州横断輸送網の開発に関する欧州連合ガイドラインに関する欧州議会および理事会の規則（EU）1315/2013の改正に向けた具体的な指標、目標、監視メカニズムを制定し、実施し、それぞれの新しいインフラへの自律的なアクセスの保障を図る；**

(ⅲ)　**通勤鉄道サービス、バス、コーチ、トロリーバスサービス、ケーブルカーサービス、旅客案内サービスのアクセシビリティに関する既存の規則を、迅速かつ明確な計画をもって実施し、これらの地域における公共交通機関の自律的利用に関する規則を制定・実施する；**

(iv) **欧州議会および理事会の規則(EC)No.1107/2006の予定されている改正が、航空機で旅行する際の障害のある人および移動能力の低下した人の権利を十分カバーしない場合、（訳注　ドイツ独自に）障害を理由とする搭乗拒否および同伴者を条件とすることを禁止する規定を制定し、実施すること、および破損または紛失した移動器具または補助動物の被害に対する完全な補償を保証すること；**

(d) **アクセシビリティ基準の策定プロセスにおいて、障害のある人と緊密に協議し、障害のある人の団体を通じて障害のある人が積極的に関与するためのメカニズムを制度として確立すること。**

生命の権利（第10条）

21. 委員会は、締約国が医療（提供）能力不足の状況におけるトリアージ決定を規定する連邦法を制定したこと、およびこれらの規則が障害に基づく直接的および間接的な差別を禁止していることに感謝の意を表する。しかし、委員会は、このような差別が法律で禁止されているにもかかわらず、法律に定められている「実際のまたは短期的な生存確率」というトリアージ基準が、間接的に障害のある人を差別する可能性があることを懸念する。

22. **委員会は、締約国に対し、医療（提供）能力の不足状況におけるトリアージ決定に関する新しい連邦法を見直し、障害のある人に対する直接的または間接的な差別を効果的に防止するトリアージ基準を制定するよう勧告する。**

危険な状況および人道的緊急事態（第11条）

23. 当委員会は以下を懸念している：

(a) コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック緩和対応の計画を含め、災害リスク軽減や人道的行動において、障害のある人の代表組織を通じて、障害のある人との緊密な協議や積極的な関与がなされず、その結果、障害のある人に悪影響が生じたこと；

(b) 災害リスク軽減のための仙台枠組2015-2030と人道的行動における障害のある人の包摂に関するガイドラインに沿った、災害リスク軽減と人道的行動に包括的に障害のある人を包摂する、人権に基づく戦略の欠如。

24.**災害リスク軽減のための仙台枠組2015-2030および人道的行動における障害のある人の包摂に関するガイドラインを想起し、委員会は、締約国が、障害のある人の代表組織を通じて、障害のある人と緊密に協議し、障害のある人の積極的な参加を得て、次のことを展開するよう勧告する：**

(a) **障害のある人に特有の必要条件とそれへの対応に取組み、連邦政府、州政府、市町村政府のすべてのレベルで運用される国家公共緊急計画；**

(b) **公衆衛生緊急事態、気候変動、災害リスク軽減を含む、あらゆる危機的状況および人道的緊急事態のための、障害のある人を包摂しかつ人権に基づく包括的な戦略。**

法の下の平等な承認（第12条）

25. 委員会は次のことを懸念している：

(a)　子ども・成年後見法改正法（2021年）は、すべての代理意思決定を排除するものではない；

(b) 支援された意思決定メカニズムを実施するための包括的な国家戦略がない。

26. **一般的意見第1号（2014年）を想起し、委員会は締約国に勧告する：**

(a) **あらゆる形態の代理意思決定を廃止し、支援された意思決定システムに置き換える；**

(b) **障害のある人の代表組織を通じて、また連邦政府、州政府、市町村政府のすべてのレベルにわたって、障害のある人と緊密に協議し、障害のある人の積極的な関与のもとに、支援付き意思決定メカニズムの実施のための包括的な国家戦略を策定する。**

司法へのアクセス（第13条）

27. 委員会は、障害のある人の司法アクセスに対する、次を含む障壁を懸念する：

(a) 司法部門における手続き的配慮および年齢相応の配慮の欠如、および法的手続きへの効果的な参加を促進するための便宜や支援を自ら手配する際に障害のある人が負担する費用；

(b) 障害のある人の司法アクセスに関する法律専門職の理解不足；

(c) 利用しやすい司法施設や情報通信手段の欠如。

28. **委員会は、締約国が、障害者団体と緊密に協議し、障害者団体の積極的な関与のもとに、国家障害司法戦略を策定することを勧告する：**

(a) **刑事法、民事法、労働法、行政法における手続規則を改正し、すべての手続において障害のある人に手続上の配慮および年齢に応じた配慮が無償で提供されるようにすること；**

(b) **司法へのアクセスを確保するために、裁判官、警察官、刑務所の職員を含む司法行政の分野で働く人々に対し、条約の基準および原則に関する適切な研修を確保すること；**

(c) **司法施設や情報通信をアクセシブルにすること。**

身体の自由と安全（第14条）

29. 委員会は深く懸念している：

(a) 介護・統合支援施設やその他の施設、精神科施設、司法精神医療施設における、機能障害を理由とする障害のある人の強制的な施設収容や治療；

(b) 障害のある子どもや若者が、治療上の必要性に基づいて自由を奪われる可能性がある。

30.**委員会は 、障害のある人の自由と安全に対する権利に関するガイドライン**[[9]](#footnote-9)**と、緊急時を含む脱施設化ガイドライン**[[10]](#footnote-10)**を想起し、締約国が必要なすべての立法、行政、司法の措置をとることを勧告する：**

(a)　**機能障害を理由とする障害のある人の非自発的拘禁、強制的施設収容、強制治療を禁止すること；**

(b)　**障害のある子どもや若者の自由の剥奪を防止するために、他の者と平等に司法上および行政上のあらゆる保護を強化すること。**

31. 委員会は、障害のある人を司法精神医療施設に無期限に拘禁することを認める「裁判に不適」に関する規定に懸念を抱いている。

32. **委員会は、締約国に対し、障害のある人の法的能力を制限し、同じ犯罪で有罪判決を受けた障害のない人よりも障害のある人に対して無期限拘禁などの厳しい措置を認める法律を改正および／または廃止すること、および締約国が、司法手続を通じて他の者と平等に障害のある人の司法アクセスを保証することを勧告する。**

拷問または残虐な、非人道的な、もしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰からの自由（第15条）

33. 委員会は次のことを懸念している：

(a) 身体的・化学的拘束、隔離、その他の有害な慣行、特に介護・統合支援施設やその他の施設、精神科施設、司法精神科医療施設におけるその使用；

(b) 介護・統合支援施設やその他の施設、精神科施設、司法精神科医療施設に対する監督や監視の欠如、および拘束や隔離、その他の有害な行為の使用；

(c) 介護・統合支援施設やその他の施設、精神科医療施設、司法精神科医療施設で行われる有害で強制的な慣行に対処するための、独立した苦情・救済メカニズムの欠如。

34. **委員会は、締約国が次のために必要なすべての立法、行政、司法の措置をとるよう勧告する：**

(a) **すべての施設環境において、身体的および化学的拘束、隔離、その他の有害な慣行の使用を禁止すること；**

(b) **すべての施設に対して定期的な監視を行い、強制的な治療や強制的な慣行の使用に関するデータを収集・分析するための独立した監視機関をすべての州に設置し、国家拷問防止機関やドイツ人権機関を含む既存の監視機構に十分な資源を提供し、その権限を強化すること；**

(c) **あらゆる環境において、すべての障害のある人がアクセスできる独立した苦情解決機構を設置し、苦情を受理し、有害で強制的な慣行を行う機関および加害者を調査・制裁するとともに、法的助言、アクセシブルな情報、カウンセリング、補償およびリハビリテーションを含む救済を提供することによって、被害者を支援すること。**

搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）

35. 委員会は深く懸念している：

(a) 障害のある人、特に障害のある女性および少女に対するあらゆる形態の暴力の割合が高いこと、ならびに、あらゆる公的および私的環境において暴力から保護するための包括的かつ効果的な暴力防止および対応戦略が欠如していること；

(b) 障害のある人、特に障害のある女性や少女があらゆる施設環境で経験するあらゆる形態の暴力をカバーする、暴力からの保護法の範囲の不十分さ。

36. **委員会は、締約国に対し、障害者団体、特に障害のある女性と少女の団体と緊密に協議し、その積極的な関与により、次のことを行うよう勧告する：**

(a)　「**女性に対する暴力及び家庭内暴力の防止及び対処に関する欧州評議会条約」に沿って、包括的かつ効果的な暴力防止・対処戦略を策定し、性別・年齢別の必要条件に対応し、すべてのシェルター、避難所、相談センターがアクセシブルで、広く利用できるようにし、苦情・救済メカニズムを備えた独立した監視機関を設置する；**

(b) **障害のある人、特にまだ施設で暮らす障害のある女性および少女が経験するあらゆる形態の暴力および虐待からの保護を確保するための法制および政策改革を行う。**

個人をそのままの状態で保護すること（第17条）

37. 委員会は懸念している：

(a) 障害のある女性や少女に対する強制不妊手術が後を絶たないこと；

(b)　施設内での強制的避妊とそれに伴う有害な副作用、強制的中絶の実施。

38. **委員会は、締約国が次のためにすべての必要な立法、行政、司法の措置をとることを勧告する：**

(a) **代理人の同意や裁判所の決定に基づく不妊手術を含め、障害のある女性や少女が、自由意思に基づく****インフォームドコンセントなしに不妊手術を行うことを禁止すること；**

(b) **強制的な方法を含め、自由意思に基づくインフォームドコンセントがないあらゆる形態の避妊および妊娠中絶を禁止すること。**

39. 委員会は、2021年制定の「性発達に多様性のある子どもの保護に関する法律」が、すべてのインターセックスの子どもの、性徴を変更する侵襲的または不可逆的な医療処置からの包括的な保護を規定していないことを懸念している。

40. **委員会は、締約国に対し、深刻で緊急かつ回復不可能な危害を回避するために必要な場合を除き、性徴を変更する侵襲的または不可逆的な医療処置からインターセックスの子どもを包括的に保護するために、2021年の性発達に多様性がある子どもの保護に関する法律を見直し、改正するために、インターセックス当事者の代表団体と緊密に協議し、その積極的関与を得るよう勧告する。**

移動の自由と国籍（第18条）

41. 委員会は懸念している：

(a) 障害のある難民・亡命希望者が、障害に特化した支援を含む必要不可欠な支援を受けられるかどうかは、出身国に依存する；

(b) 障害のある難民や亡命申請者の身元確認のための統一された適切な手続きがすべての州には存在せず、その結果、人権法および国際的保護申請者の受け入れ基準を定めた欧州議会および理事会指令2013/33の実施に一貫性がなく、不十分なものとなっている；

(c) 給付金を受給している障害のある人の市民権取得を妨げる国籍法改正案の影響。

42. **委員会は、締約国に対し、次のためにあらゆる立法上、行政上およびその他の措置をとるよう勧告する：**

(a) **障害のあるすべての難民および亡命希望者が、出身国による差別を受けることなく、障害に特化した支援を含む必要不可欠な支援を利用できるようにすること；**

(b) **人権法および国際的保護申請者の受け入れ基準を定めた欧州議会および理事会指令2013/33で求められているように、障害のある難民および亡命申請者の特定と、適切な障害関連の支援の提供を確保するために、すべての州で統一された適切な手続きを実施すること；**

(c) **国籍法を改正する法律案が、給付を受けている障害のある人の市民権取得を妨げないようにすること。**

自立した生活と地域社会への包摂（第19条）

43. 委員会は懸念している：

(a） 施設にいる障害のある人の広範な隔離と、脱施設化を進展する措置の欠如；

(b) 追加費用の提供、包摂給付とサービスの強制的なプール、個人予算の活用の複雑さ、および個人の必要条件ではなく共同居住に基づく給付の支給など、障害のある人が居住地と支援サービスに関する選択と選好を行使する際のさまざまな障壁。

44. **一般的意見第5号（2017年）、緊急時を含む脱施設化ガイドライン、および障害者サービスの改革に関する障害者の権利に関する特別報告者の報告**[[11]](#footnote-11)**を想起し、委員会は締約国に対し、障害のある人と緊密に協議し、その積極的関与により、次のことを行うよう勧告する：**

(a) **具体的な時間枠、人的、技術的、財政的資源、および実施と監視のための明確な責任をもって、施設間移行を防止し、施設から地域生活への移行を支援する措置を伴う、小規模ホームを含む障害のある人の施設収容を優先事項として廃止するための包括的な脱施設化戦略を策定する；**

(b) **手頃な価格のアクセシブルな住宅の供給を増やすこと、パーソナルアシスタンスとサービスを確立すること、追加費用の要件や包摂給付やサービスの強制的なプール制を撤廃すること、個人予算活用の複雑さをなくすこと、共同住宅ではなく個人の要求に基づく給付手当を設定することなどにより、障害のある人が住む場所や相手を選択する際の障壁を取り除く方策を策定する。**

個人の移動（第20条）

45. 委員会は、障害のある人が個々の要求に基づき、手頃な価格で質の高い移動補助具、用具、支援機器、その他の支援を受けるための包括的かつ一貫したメカニズムが、すべての州には存在しないことを懸念している。

46. **委員会は、締約国に対し、障害のある人の個別の要求に基づく、安価で質の高い移動補助具、用具、支援機器およびその他の支援の提供を促進するため、すべての州に包括的かつ一貫したメカニズムを確立するよう勧告する。**

表現と意見の自由、情報へのアクセス（第21条）

47. 委員会は、情報アクセシビリティに関する国内基準や効果的な監視がないため、特に民間放送やウェブサイトにおける効果的な情報アクセスが欠如していること、またCOVID-19の流行期間中、特にろう者または難聴者や知的障害のある人にとって情報アクセシビリティが制限されていたことを懸念している。

48. **委員会は、締約国に対し、障害のある人とその代表団体との緊密な協議とその積極的な関与のもとで、特に緊急時において、一般市民向けの情報が、すべての障害のある人にとってアクセシブルな形式で、かつ、追加費用なしに、タイムリーに、支援機器を通じて利用できるようにするため、インクルーシブなメディア規則の採択、アクセシビリティに関する国内基準の策定と実施、国際基準および欧州基準に基づく監視と制裁のメカニズムなど、必要なすべての措置を講じるよう勧告する。**

プライバシーの尊重（第22条）

49. 委員会は、施設や保護作業所（訳者注：障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業および就労継続支援事業などに相当する障害者作業所）における障害のある人の個人情報、医療情報、リハビリテーション情報に関して、データ保護とプライバシーの権利を確保する包括的な措置がないこと、また、施設やサービス提供者間のデータ交換に関して、障害認定者のデータ保護に関する機密保持規約（プロトコル）の不在を懸念している。

50. **委員会は、締約国に対し、病院、施設、保護作業所におけるデータ保護とプライバシーの権利を確保するため、データ保護法の改正を含むあらゆる必要な措置を採用し、障害のある人の個人情報、健康情報、リハビリテーション情報のプライバシーを他の者と平等に保証するためのデータ保護規約と安全なシステムを整備するよう勧告する。**

家庭と家族の尊重（第23条）

51. 委員会は、障害のある人、特に知的障害のある人、精神障害のある人の家庭および家族生活に対する権利の侵害につながる可能性のあるドイツ民法の特定の条項、すなわち、以下の条項を懸念している：

(a) 「契約能力がない」者が結婚することを禁止する1304条；

(b) 「契約能力がない」者の親権停止を定める第1673条；

(c) 1748条は、両親の「深刻な精神疾患または特に深刻な精神的・心理的ハンディキャップ」の場合、代理による養子縁組の同意を予見している；

(d) 1905条は、自由意思に基づくインフォームド・コンセントなしに、被後見人に不妊手術を行う可能性を予見している。

52. **委員会は、締約国に対し、ドイツ民法を改正し、障害のある人の婚姻と親になる権利および生殖に関する権利の完全な享受と行使を制限する可能性のあるすべての条項を廃止すること、および締約国が家庭と家族生活に関連するすべての事項において支援付き意思決定モデルを促進することを勧告する。**

教育（第24条）

53. 委員会は、教育制度全体を通じてインクルーシブ教育が完全に実施されてはいないこと、特殊学校や特殊学級が広がっていること、および、障害のある子どもとその家族が主流の学校に入学し、学業を修了する際に遭遇するさまざまな障壁を懸念している：

(a) 州および市町村レベルでインクルーシブ教育を推進する明確なメカニズムが欠如している；

(b) 一部の行政機関がインクルーシブ教育について誤解し、否定的な認識を持っていること。そのため、子どもを主流校に入学させたいという保護者の要望を、「子どもの世話をする能力の不足」の表れと受け取ることがある；

(c) 公立学校におけるアクセシビリティと設備の不足、特に農村部におけるアクセシブルな交通手段の不足；

(d) インクルーシブ教育の権利に関する教員および教員以外の職員への不十分な研修、具体的なスキルや教授法の不十分な開発、障害のある子どもを特別支援学校に入学させるよう親に圧力をかけているとの報告。

54. **委員会は、一般的意見第4号（2016年）を想起し、締約国に対し、障害のある学生、その家族および代表団体と緊密に協議し、その積極的関与のもと、次のことを行うよう勧告する：**

(a) **特別支援学校からインクルーシブ教育への移行を加速するための包括的な計画を、具体的な時間枠、人的・技術的・財政的資源の配分、実施と監視の明確な責任をもって、州および市町村レベルで策定する；**

(b) **インクルーシブ教育を推進するため、地域社会レベルおよび関係当局の間で啓発・教育キャンペーンを実施する；**

(c) **障害のある子どもが主流の学校に通えるようにすること。これには、アクセシビリティの向上や、あらゆる種類の障害に対応した設備の提供、特に農村部における交通手段の適切な手配などが含まれる；**

(d) **手話言語およびその他の利用しやすいコミュニケーション様式に関する研修を含め、すべてのレベルでインクルーシブ教育に関する教員および教員以外の職員への継続的な研修を保証し、障害のある子どもとその家族に対するあらゆる形態の直接的および間接的差別を撤廃するための監視システムを開発する。**

55. 委員会は、障害のある難民の子どもの教育へのアクセスや主流の学校へのアクセスに関するデータが不足していることを懸念している。

56. **委員会は、締約国に対し、教育を受け、主流の学校および特別支援学校に在籍する障害のある難民の子どもの数と割合、ならびに中途退学率について、性別および障害の種類別に分類したデータを定期的に収集するために十分な資源を配分するよう勧告する。**

健康（第25条）

57. 委員会は懸念している：

(a) 医療施設のアクセシビリティが不足していること、また、コミュニケーションについて、およびアクセシブルな方法や形式での情報提供について訓練を受けた保健医療従事者が不足していること（特に障害のある女性への対応や農村部において）、さらに、障害のある人がアクセシブルな医療サービスを受けるために長距離を移動しなければならない場合があること；

(b) 知的障害または精神障害のある人およびろう者または難聴者は、医療専門職の訓練不足や差別的なアプローチのために、質の高い医療を受けにくいという事実；

(c) 障害のある人があらゆる医療を受ける前に、他の人々と平等に、自由意思に基づくインフォームド・コンセントが得られるようにするための、アクセシブルな形式による障害のある人への医療情報の提供に関する法的規定が、特にドイツ民法に存在しないこと；

(d) 亡命申請者は、急性期医療は受けられるが、理学療法、作業療法、精神保健治療などの「補完的」サービスは受けられない。

58. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **特に障害のある女性や農村部に関して、差別を受けることなく、障壁を特定・除去し、アクセシブルな医療機器を提供することにより、すべての州における保健サービスの利用可能性とアクセシビリティを保証する措置をとる；**

(b) **人権、尊厳、自律、障害のある人の要求に関する医療専門職の定期的な研修のためのメカニズムを強化する；**

(c) **条約および委員会の一般的意見第1号（2014年）に従い、医療サービスにおける差別からの障害のある人の法的保護に関する規則を施行し、障害のある人への医療情報の提供および医療行為に対する障害のある人の自由意思に基づくインフォームド・コンセントに関する標準化された規約（プロトコル）を定めること；**

(d) **障害のある亡命希望者が、到着後、他の人々と平等に、包括的な保健サービスを利用できるようにする。**

ハビリテーションとリハビリテーション（第26条）

59. 委員会は、すべての州で障害のある人が異なる提供者から統合的なリハビリテーション・サービスを受けられるようにする仕組みが整っていないこと、また、特に集合施設や保護作業所における分離を減らすための効率的なリハビリテーション・システムを構築する上で、連邦参加法の長期的な影響が不確かであることを懸念している。

60. **委員会は、締約国に対し、障害のある人がその選択と選好に従って最も適切なリハビリテーション・プログラムまたはサービスを容易に選択し、受けることができる横断的でアクセシブルで柔軟なメカニズムを開発し、障害のある人が自立した生活を営み、労働市場にアクセスするために、リハビリテーション・プログラムの定期的なテーマ別評価を実施するよう勧告する。**

労働と雇用（第27条）

61. 委員会は懸念している：

(a) 障害のある人、特に集中的な支援が必要な人の高い失業率、保護作業所に通う障害のある人の多いこと、および開放労働市場への移行率の低さ；

(b) 職場のアクセシビリティと合理的配慮を保証し、（法定）障害者雇用率を守らなかった民間部門に責任を負わせるための法的措置が不十分である；

(c) 職業訓練を提供するアクセシブルでインクルーシブな施設の不足。差別や分離を撤廃し、障害のある人がいかなる強制も受けずに自由に職業プログラムを選択する平等な機会を確保するための規約（プロトコル）が不足している。

62. **一般的意見第8号（2022年）を参照し、経済的、社会的及び文化的権利委員会の勧告**[[12]](#footnote-12)**を想起して、委員会は締約国に勧告する：**

(a)　**障害者団体と緊密に協議し、その積極的な関与のもと、すべての州で、適切な資源の配分と具体的な期間を定めた、保護作業所にいる障害のある人の開放労働市場への移行を促進するための行動計画を策定すること；**

(b) **官民の障害者雇用率の実施を、現行の納付金よりも効果的な措置も含めて執行し、職場のアクセシビリティと合理的配慮を確保する；**

(c) **職業訓練制度を再構築し、職業リハビリテーションや労働の分野における障害を理由とする差別的慣行を調査する苦情解決機構の設置などを通じて、アクセシビリティと包摂性を確保するための措置を講じる。**

相当な生活水準と社会的保障（第28条）

63. 委員会は懸念している：

(a) 障害のある人の貧困リスクが高いこと、障害のある人の貧困に対処するための施策が欠如していること、政府の政策や計画に適切な情報を提供できる、貧困と障害が交差する体系的な原因を検証する定期的な研究報告がないこと；

(b) 25歳以上で親と同居している障害のある人に対する、経済的支援を含む個別支援が不十分である；

(c) 統合支援給付制度は、障害のある人と他の世帯員の資産と所得をカウントすることによって、他の人と平等に貯蓄することを妨げ、高齢市民の経済的安定を危うくしている。

64. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **障害のある人の貧困リスクの増大に対処し、貧困削減に関連するすべての研究、調査、政策および計画において障害を主流とするために、必要なあらゆる措置をとること；**

(b) **障害のある人の個別支援要求に対応するため、障害のある人の給付査定規則を改定する；**

(c) **障害のある人の統合扶助給付を改正し、他の人と平等に貯蓄できるようにし、老後の経済的保障を確保する。**

政治的・公的活動への参加（第29条）

65. 委員会は次のことを懸念している：

(a) 政党や組合に合理的配慮、特に手話言語通訳がなく、ろう者または難聴者の参加を妨げている；

(b) 障害のある女性の政治的・公的活動への参加の低さ、および参加を阻む障壁を特定するデータの欠如；

(c) 投票所アクセスの悪さ、特に地方において。

66. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **政党および組合において、障害のある人のためのアクセシビリティおよび手話言語通訳を含む合理的配慮を確保するための措置を講じること；**

(b)　**障害のある女性およびその代表団体との緊密な協議のもと、障害のある女性の公的活動への参加・参画を妨げている障壁に関する調査を実施し、能力開発プログラムを推進するために必要な資源を配分する；**

(c) **すべての州で、特に農村部で、選挙情報と投票所へのアクセシビリティを確保し、電子投票システムの開発においてもアクセシビリティを確保する。**

文化生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加（第30条）

67. 委員会は懸念している：

(a) 公共図書館、博物館、観光地、記念碑へのアクセスの悪さ；

(b) 障害のある人がスポーツや娯楽の権利を行使するために必要なパーソナルアシスタンスサービスを受ける際に遭遇する障壁；

(c) ろう者の文化的・言語的アイデンティティを促進する政策やプログラムがないこと；

(d) 創造的芸術の一部の学部における包摂性とアクセシビリティの欠如；

(e) 社会における文化的多様性を促進する措置の欠如、特に多様性に対する障害のある難民の貢献に関して。

68. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **スポーツ、レクリエーション、文化、観光の場が障害のある人にとってアクセシブルであることを確保するためのメカニズムを強化する；**

(b) **障害のある人が、スポーツの練習や文化的・社会的活動に参加するために、無償でパーソナルアシスタンスを利用できるようにする；**

(c) **ろう者を代表する団体の参加を得て、教育カリキュラム、メディア、社会的イベントにおいて、ろう者の文化的・言語的アイデンティティを促進する；**

(d)　**障害のある人およびその代表団体との緊密な協議とその積極的な関与のもと、すべての創造的芸術の研究の包摂性とアクセシビリティを促進する；**

(e) **社会における文化的多様性を促進し、多様性に対する障害のある難民の貢献を促進する。**

C. 特定の義務（第31～33条）

統計とデータ収集（第31条）

69. 委員会は懸念している：

(a) 障害統計に用いられるマイクロセンサス法（訳注　抽出による国勢調査）の有効性、およびこの方法が国内の障害のある難民の数をどの程度反映しているか；

(b) 障害統計、特に重度の障害、中程度の障害、軽度の障害を分類・区別するために採用された基準に関する医学モデルの影響。

70. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **障害統計に関するワシントン・グループの質問などの適切なデータ収集方法を使用し、障害のある難民に関する具体的なデータを得るための質問を組み込むことにより、公的およびテーマ別の国勢調査が包摂的で障害に配慮したものとなるようにする；**

(b) **さまざまな種類の障害を特定し、分類するために、人権に基づく基準を採用する。**

国際協力（第32条）

71. 委員会は懸念している：

(a)　発展途上国で資金提供されるプロジェクトで包摂性が欠けていること、障害に特化したプロジェクトに資金提供する予算が限られていること；

(b) それぞれの国での優先事項や資金を提供するテーマを特定する際に、障害のある人やその代表団体との効果的な協議が行われていないこと；

(c) 国際的な資金が条約、その目的と一般原則、持続可能な開発目標に沿って使われていることを確認するための正確な指標がないこと。

72. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **国際協力プログラムの一部として資金提供されるプロジェクトを承認する前提条件として、インクルージョンを確保する；**

(b) **支援されるべき国家的優先事項やテーマについて、障害のある人やその代表組織と協議し、資金提供されるプロジェクトの全段階に障害のある人を参加させる；**

(c) **資金提供されたプロジェクトの目標と活動が、条約と持続可能な開発目標に適合していることを確認するための指標を作成する。**

国内での実施と監視（第33条）

73. 委員会は懸念している：

(a) 中央連絡先がその責任を果たすための人的、技術的、財政的資源が不十分であること、また条約の実施における障害者団体の関与が限られていること；

(b) 州レベルで条約の実施を監視するメカニズムが欠如していること。

74. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **中央連絡先の能力を構築し、条約第33条に基づく責任を果たすために十分に権限と人的、技術的、財政的資源を増強し、障害のある人とその代表団体が条約の実施状況の監視に効果的に関与することを確保する；**

(b) **人権の促進と保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）を完全に遵守して、州レベルで恒久的な独立監視機構を設置する法律を制定し、その任務を支援するために人的・技術的資源と確実な財源を配分する。**

IV. フォローアップ

情報の伝達

75. **委員会は、本****総括所見に含まれるすべての勧告の重要性を強調する。取らなければならない緊急措置に関して、委員会は、自立した生活と地域社会への包摂に関するパラグラフ44、教育に関するパラグラフ54、労働と雇用に関するパラグラフ62に含まれる勧告に、締約国の注意を喚起したい**。

76. **委員会は、締約国に対し、本総括所見に含まれる勧告を実施するよう要請する。委員会は、締約国に対し、政府および国会のメンバー、関係省庁の職員、地方自治体、教育、医療、法律の専門職など関係する専門職グループのメンバー、ならびにメディアに、最新の社会的コミュニケーション戦略を用いて、考察および行動のために本総括所見を送付するよう勧告する。**

77. **委員会は、締約国に対し、定期報告の作成に市民社会団体、特に障害のある人の団体を参加させることを強く奨励する。**

78. **委員会は、締約国に対し、手話言語を含む国語および少数言語、わかりやすい版を含むアクセシブルな様式で、非政府組織および障害者団体、障害のある人本人およびその家族を含め、本総括所見を広く普及させ、人権に関する政府のウェブサイトで利用できるようにすることを要請する。**

次回定期報告

79. **締約国は、簡易報告手続きの下で報告することを選択した。委員会は、報告に先立ち質問事項を作成し、締約国に対し、質問事項の受領後1年以内に回答を提出するよう要請する。2031年3月24日までに提出される予定の締約国の回答は、第4、5、6回報告を構成する。**

（翻訳・佐藤久夫、松井亮輔）

1. \* 委員会の第 29 回会合（2023 年 8 月 14 日～9 月 8 日）で採択。 [↑](#footnote-ref-1)
2. [CRPD/C/SR.674](http://undocs.org/en/CRPD/C/SR.674)および[CRPD/C/SR.675](http://undocs.org/en/CRPD/C/SR.675)参照。 [↑](#footnote-ref-2)
3. [CRCPD/C/DEU/2-3](http://undocs.org/en/CRPD/C/DEU/2-3)。 [↑](#footnote-ref-3)
4. [CRCPD/C/DEU/QPR/2-3](http://undocs.org/en/CRPD/C/DEU/QPR/2-3). [↑](#footnote-ref-4)
5. [CRCPD/C/DEU/CO/1](http://undocs.org/en/CRPD/C/DEU/CO/1)。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 同上、パラ8（a）。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 同上、パラグラフ8（b）。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 同上、para.10. [↑](#footnote-ref-8)
9. [A/72/55](http://undocs.org/en/A/72/55), annex. [↑](#footnote-ref-9)
10. [CRPD/C/5](http://undocs.org/en/CRPD/C/5). [↑](#footnote-ref-10)
11. [A/HRC/52/32](http://undocs.org/en/A/HRC/52/32). [↑](#footnote-ref-11)
12. [E/C.12/DEU/CO/6](http://undocs.org/en/E/C.12/DEU/CO/6). [↑](#footnote-ref-12)